

留意事項 1 医師から保健所への発生届の全数届出の見直しに伴う令和4年9月26日以降の障害者施設・障害福祉サービス事業所における陽性者の取扱い

		<p style="text-align: center;">発生届出対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の方 ・ 入院を要する方（診断時の入院の有無を問わない。） ・ 重症化リスク（注1）があり、かつ、新型コロナ治療薬（注2）の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者 ・ 妊婦 	<p style="text-align: center;">左記以外の者</p>
1	<p>京都市障害保健福祉推進室が配布若しくは施設等・個人が購入した抗原定性検査キットによる検査 又は無料検査所での検査で陽性になった場合</p>	<p><u>施設医、協力医療機関の医師、又は陽性だった方のかかりつけ医が、保健所に発生届を提出してください。</u> <u>施設医、協力医療機関の医師、又は陽性だった方のかかりつけ医が、施設等を通じ、陽性だった方に対し、「京都市からの重要なお知らせ」を渡してください。</u></p>	<p>医師から保健所への発生届は必要ありません。 ただし、保健所が陽性であることを確認する必要があることから、<u>陽性だった方等が、京都市保健所等のホームページ（注3）の入力フォームから、保健所に対して、陽性者の登録申請を行ってください。</u> ※ 施設医、協力医療機関の医師、又は陽性だった方のかかりつけ医が、「京都市からの重要なお知らせ」を渡した場合は、登録申請は必要ありません。</p>
2	<p>京都市医療衛生企画課のPCR検査（行政検査）で陽性になった場合</p>	<p>京都市保健所が発生届を提出します。 京都市保健所から陽性だった方（施設入所者は施設宛）に対し、「京都市からの重要なお知らせ」を送付します。</p>	<p>京都市保健所から陽性だった方に対し、「京都市からの重要なお知らせ」を送付します。</p>
3	<p>1、2以外で、障害者支援施設、療養介護事業所及び短期入所施設（医療型）の併設医療機関の医師が実施するPCR検査又は抗原検査で陽性になった場合</p>	<p><u>施設医又は併設医療機関の医師が、保健所に発生届を提出してください。</u> <u>施設医又は併設医療機関の医師が、陽性だった方に対し、「京都市からの重要なお知らせ」を渡してください。</u></p>	<p>医師から保健所への発生届は必要ありません。 <u>施設医又は併設医療機関の医師が、陽性だった方に対し、「京都市からの重要なお知らせ」を渡してください。</u></p>

<注1>「重症化リスクがある方」は、次のいずれかに該当する方です。

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI 30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者

<注2>「新型コロナ治療薬」は、次の薬剤です。

ロナプリーブ（カシリビマブ、イムデビマブ）、ステロイド薬、ゼビュディ（ソトロビマブ）、トシリズマブ、パキロビッド（ニルマトレルビル、リトナビル）、バリシチニブ、ラゲブリオ（モルヌピラビル）、ベクルリー（レムデシビル）

<注3>陽性者登録の申請を行うホームページは、次のとおりです。

京都市内にお住まいの方

【京都市情報館】京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンターについて

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294789.html>

京都市以外の京都府内市町村にお住まいの方

【京都府】京都府新型コロナウイルス感染症陽性者登録センターについて

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseitouroku.html>

※ 要件に該当するかをよく確認して、申請してください。

※ 京都府以外の府県にお住まいの方は、お住まいの府県のホームページから陽性者登録の申請を行ってください。

<参考>「京都市からの重要なお知らせ」の見本

【京都市情報館】新型コロナウイルス感染症の検査で陽性が判明した方へ（見本）

[https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000304/304176/2besshi\(mihon\).pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000304/304176/2besshi(mihon).pdf)

留意事項2 医療機関・医療提供施設から保健所への「新型コロナウイルス感染症総数報告」【障害者支援施設、療養介護事業所及び短期入所事業所（医療型）の併設医療機関】

- 医師から保健所への発生届の有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症と診断した患者の日ごとの総数を、年代別に、京都市保健所に対し、毎日報告してください。
- 行政検査で陽性になった患者及び京都市保健所等のホームページの入力フォームから陽性者の登録申請を行った患者の人数は、計上しないでください。
⇒ 計上するのは、留意事項1の網掛けに該当する患者です。
- 報告は、HER-SYSの入力画面により入力、又はFAXにより報告してください。

留意事項3 京都市障害保健福祉推進室への「新型コロナウイルス感染症陽性者等が発生した場合の報告について（報告書）」の提出【入所施設、通所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所】

- 職員又は利用者に陽性者が発生した時に、京都市障害保健福祉推進室に提出する「新型コロナウイルス感染症陽性者等が発生した場合の報告について（報告書）」については、医師から保健所への発生届の有無にかかわらず、引き続き、陽性者が1人でも発生したら提出してください。
- 障害者支援施設等では、先に職員が感染することが多いにもかかわらず、全数届出の見直しにより、職員の多くが、医師から保健所への発生届の対象外となります。そのため、京都市障害保健福祉推進室・医療衛生企画課が、施設等での感染発生を把握するために、「新型コロナウイルス感染症陽性者等が発生した場合の報告について（報告書）」が、より重要になります。迅速な提出に協力してください。

【京都市情報館】新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の連絡方法

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294085.html>

With コロナに向けた新たな段階への移行に基づく療養の考え方の見直し（医師から保健所への発生届の全数届出の見直し）等の全体像については、次の広報資料を御参照ください。

【京都市情報館】【広報資料】With コロナに向けた新たな段階への移行に基づく療養の考え方の見直し等について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000304176.html>

※ 京都市以外の地域にお住まいの方は、お住まいの地域の府県又は保健所設置市のホームページも御確認ください。